

専攻主任に関する内規

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
平成 27 年 3 月 31 日 最終改正

第1条 学生の教育、厚生補導に関する事項の円滑な運営を図るため、教育学部の各専攻に専攻主任を置く。

第2条 専攻主任は、当該専攻の専門教育科目の授業科目を担当する教員の互選により推薦された教員を、学長が任命する。

第3条 専攻主任の任期は1年とし、その始期は4月1日とする。ただし、主任に欠員生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 専攻主任は、当該専攻に関する次の事項を所掌する。

- 一 カリキュラム編成等に関すること
- 二 学生募集及び入学者の選抜等に関すること
- 三 学生の修学指導及び卒業判定等に関すること
- 四 就職指導に関すること
- 五 その他学生の教育、厚生補導に関すること

2 専攻主任は、前項第三号から第五号までの事項に係る職務を遂行するため、指導教員を選任し、その職務を補佐させる。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。